

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

米国民に対する渡航制限措置

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい、
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい、

電信写

1/85(ト)等があるが、本年/月/0日連邦最高裁判所はキューベ渡航禁止措置に違反し、(氏、国籍法第2/5(b)条違反(U. S. C. TITLE 8, SECTION 37)によるこれらの行為の共犯(ぎ)事件として訴追されたがい事事件に対し無罪とした=ニューヨーク東部地区連邦地方裁判所の原審判決を支持する判決を行なった(本年/月/3日付信信改第249号、同20日付信信改第50号参照)。本判決は一部には海外旅行の自由に対してはいかなる場合においてもがい事罪をもつてのみ得ないとするものとなす見解もあつたが、同判決の趣旨はがい事罪つ則の信法の嚴格性を前提とし、國民の旅行の自由の本質的人権としての位置性を考慮し、がい事罪の對象として陸路所持の出入国行為と特定の地域に対してのみ有効とされない陸路によるキューベ向け出国行為とは別個の問題であり、その他この禁止措置違反に対するがい事立法の趣旨等もよりやくするときは禁止措置は「CIVIL REGULATION」としては有効ではあるが、これを超越するとはい法の法定条項に違反するとするものである。この罰則つ則の適用事例は多くなく、本件判決ともあいまって適用はしん兵であると見られる。4. 貴電(ハ)の点については調査の上進言する。関係資料送達した。

(3)